

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律関係手数料(愛媛県手数料条例(平成12年愛媛県条例第3号))
【令和7年4月1日現在】

1. 畜舎建築利用計画認定申請手数料 (単位:円)

床面積(n) (単位:平方メートル)	利用基準審査 + 認定	技術基準審査	合計
$n \leq 3,000$	7,000	0	7,000
$3,000 < n \leq 10,000$		211,000	218,000
$10,000 < n \leq 50,000$		355,000	362,000
$50,000 < n$		687,000	694,000

- (備考)上記の床面積の合計は、それぞれ次に定める面積について算定する。
- ①畜舎等が3,000㎡超である場合 (技術基準審査:要)
当該畜舎等の床面積
- ②畜舎等が3,000㎡以内である場合 (技術基準審査:不要)
0
- ③技術基準の適合性に関し、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則
第67条に規定する者の審査を受けている場合
0

2. 畜舎建築利用計画変更認定申請手数料 (単位:円)

変更後の床面積(n) (単位:平方メートル)	変更に係る床面積(n) (単位:平方メートル)	利用基準審査 + 認定	技術基準審査	合計
$n \leq 3,000$	—	4,000	0	4,000
$3,000 < n$	$n \leq 30$		9,000	13,000
	$30 < n \leq 100$		15,000	19,000
	$100 < n \leq 200$		22,000	26,000
	$200 < n \leq 500$		29,000	33,000
	$500 < n \leq 1,000$		51,000	55,000
	$1,000 < n \leq 2,000$		72,000	76,000
	$2,000 < n \leq 10,000$		211,000	215,000
	$10,000 < n \leq 50,000$		355,000	359,000
	$50,000 < n$		687,000	691,000

- (備考)上記の床面積の合計は、それぞれ次に定める面積について算定する。ただし、「建築等」に新築を含めない。
- ①3,000㎡超の畜舎等を建築等をする場合 (技術基準審査:要)
当該建築等に係る部分の床面積の2分の1 (床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)
- ②3,000㎡以内の畜舎等を建築等をする場合であつて、当該建築等後の床面積が3,000㎡超の場合 (技術基準審査:要)
当該建築等後の当該畜舎等の床面積
- ③畜舎等を建築等をする場合であつて、当該建築等後の床面積が3,000㎡以内の場合 (技術基準審査:不要)
0
- ④技術基準の適合性に関し、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則
第67条に規定する者の審査を受けている場合
0
- ⑤建築等をしない場合 (技術基準審査:不要)
0

3. その他認定・認可申請手数料 (単位:円)

畜舎建築特例法	摘 要	許可・認定
法第6条第2項ただし書	認定畜舎等仮使用認定申請手数料	136,000
法第10条第1項	認定畜舎等の譲渡及び譲受け認可申請手数料	7,000
法第10条第2項	認定計画実施者である法人の合併認可申請手数料	7,000
法第10条第3項	認定計画実施者である法人の分割認可申請手数料	7,000
施行規則第48条第2項	畜舎等の敷地と道路との関係の建築等認定申請手数料	31,000